「緑の募金」街頭募金運動実施要領

1. 目的

この要領は、「緑の募金」運動推進要領第8条の規定に基づき、「緑の募金」街頭募金運動(以下「街頭募金運動」という。)の実施について必要な事項を定める。

2. 街頭募金運動認可証の交付

公益財団法人大阪みどりのトラスト協会(以下「協会」という。)は、街頭募金運動 を実施する募金者(以下「街頭募金者」という。)に対して、街頭募金運動認可証(様 式第1号)を交付する。

3. 道路使用許可申請等

- ① 道路において街頭募金運動を実施する街頭募金者は、事前に街頭募金運動を実施する 地域の所轄警察署に対して、道路使用許可申請書(別紙、2通提出)により、道路使 用許可申請手続きを行う。
- ② 道路以外の場所(駅構内その他の建物等)において街頭募金運動を実施する街頭募金 者は、事前にその場所の管理者に街頭募金運動認可証を呈示して、その了解を得る。

4. 街頭募金運動用資材

協会は街頭募金者に街頭募金運動に必要な募金箱、タスキ等の資材を貸与する。街頭 募金者は貸与された資材を保管し、常にその個数と所在を明らかにしておく。

5. 街頭募金運動の実施

- ① 街頭募金運動の実施に際しては、道路使用許可証を常に携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示する。
- ② 募金箱には、協会が交付した封印紙により街頭募金者の責任者が封印する。
- ③ 街頭募金運動の実施に際しては、明朗な言動をもって「緑の募金」運動の趣旨を浸透させるよう呼びかける。

6. 街頭募金運動の収支報告

- ① 街頭募金者は、募金の銀行振込・郵便振替等の後7日以内に街頭募金運動収支報告書 (様式第2号)を募金総括協力団体に提出する。
- ② 募金総括協力団体は、上記の街頭募金運動収支報告書を取りまとめ、募金運動期間終 了後20日以内に協会に提出する。

附 則 この要領は平成8年3月4日から施行する。

附 則 この要領は平成13年4月1日から施行する。

附 則 この要領は平成19年2月16日から施行する。

附 則 この要領は平成25年2月27日から施行する。